

## 見積り依頼仕様書

### 1 件名

京都市まちの美化推進事業団 SNS 動画作成及び発信業務

### 2 目的

京都市まちの美化推進事業団（以下、「事業団」という。）の活動及び会員企業・団体の PR を行うとともに、新たに清掃活動に取り組む企業等の参画を促進することを目的に、より多くの人に見てもらえる SNS 動画を作成し、発信する。

### 3 作成する動画

- ① 事業団がどのような団体であるかを紹介し、企業・団体等がメリットを感じ新規参画につなげる動画（15秒\*2種類）
  - ② 全会員名を表示し、会員企業・団体が京都のまちの美化に取り組んでいることを PR する動画（15秒\*2種類）
- ※ 動画の素材として、清掃活動の撮影に係る費用を計上すること。  
※ 撮影する清掃活動は、1回限りとし、活動時間は2時間程度。

### 4 発信する SNS 媒体

上記3①及び②の動画を以下の各 SNS の仕様に編集、閲覧されやすいよう工夫のうえ、公開する。

- ① X（4回投稿）
  - ② Facebook（4回投稿）
  - ③ Instagram（構築<sup>\*</sup>のうえ、4回投稿）
- ※ Facebook と連携すること。

### 5 納品スケジュール

- ・令和6年11月～12月 動画作成
- ・令和7年1月～2月 順次、各 SNS で発信

### 6 参加資格要件について

本件に応募する資格を有する者は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札有資格者」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公募開始から応募期限の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

- (2) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業、又は京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

## 7 その他

- (1) 業務の進捗状況については、事業団と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 最終的な動画の内容等については、事業団と協議のうえ決定する。
- (3) 契約者は、本業務の遂行によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 8 見積書提出期限

令和6年11月11日（月）

※見積書の宛名は「京都市まちの美化推進事業団」とし、郵送、FAXまたはメールで提出すること。

※見積金額には「税抜・税込」等を明記すること。

※契約に至った場合には、見積書の原本を提出すること。

（契約決定業者にのみ連絡します。）

## 9 提出先及び問い合わせ先

京都市まちの美化推進事業団事務局（担当 畑中、松岡）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-231-5300 FAX：075-211-0522

メールアドレス：bika-kyo@mbox.kyoto-inet.or.jp